

【ホームページ公表用】

令和7年度 第1回

群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会 審議概要

開催日時	令和7年10月17日（金） 14：30～16：00	
開催場所	群馬県庁29階第2特別会議室	
出席委員	委員長（※開会後に互選）山本 聡 （弁護士） 委員 原澤 春代（税理士） 委員 鵜崎 賢一（群馬大学 准教授） 委員 宮里 直樹（群馬工業高等専門学校 教授） 委員 杉浦 榮 （前橋工科大学 准教授） 委員 松村 卓海（国土交通省高崎河川国道事務所 副所長）	
審議事項	伊勢崎市における総合評価落札制度の改正について	
報告事項	群馬県総合評価落札方式における施工計画の運用改善について	
審 議	伊勢崎市及び事務局から、それぞれ資料に基づき説明がなされた。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	審議事項に関する審議概要及び報告事項のとおり	左のとおり
委員会による意見聴取	審議事項については、意見を踏まえ、適切な要領改正、要領運用に臨んでいただきたい。 報告事項については了承。引き続き、改善に努めていただきたい。	

審 議 事 項 に 関 す る 審 議 概 要

（1） 伊勢崎市における総合評価落札制度の改正について

【委 員】 施工計画の提出は求めないのか。

【伊勢崎市】 求めない。

【委 員】 工事品質を重視するのであれば、施工計画の提出を求めたほうが良いと考えられる。

【伊勢崎市】 施工実績や工事評定等の評価項目をもって品質評価の指標となると考えられるため、別途施工計画の提出は求めることはしていない。

【委 員】 施工計画を徴収しないのでは、当該施工についての施工内容を考慮できないのではないか。

【伊勢崎市】 今回の改正は、比較的簡易な工事である特別簡易型に限ったものであるため、別途施工内容を考慮するには及ばないと考えている。

【委 員】 受注要件に、市内業者の要件はあるか。

【伊勢崎市】 受注者は、市内に本社がある業者としている。

【委員】企業の過去数年の受注件数や過去の受注実績を評価項目としているが、市内に本社がある業者において過去数年の受注件数・過去の受注実績を評価基準とする
と、特定の業者に偏りが生じたり、新規参入者への障壁になったりしないか。

【伊勢崎市】受注件数や受注実績については、対象工事と同種の工事について評価するため、必ずしも特定業者への偏りになるとは考えていない。

また、過去数年の受注件数や過去の受注実績は評価の一部に過ぎず、他の評価項目の点数や価格点も設けられていることから、必ずしも新規参入者の障壁になるとは考えていない。

【委員】くるみん・えるぼし認定等の評価については、社会情勢の流れからして反対するものではない。ただ、工事品質の確保・向上に繋がるという観点からはどのような説明となるか。

また、業者には一定の負担となるものであり、対応可能な企業が限られるなど、偏りを生じるのではないか。

【伊勢崎市】雇用環境の整備はよりよい担い手の確保に資するものである。したがって、雇用環境の整備は当該業者による施工の質に関連する。

また、雇用環境の整備は、ひいては今後の建設業の担い手育成にも資する。

国等でもワークライフバランス推進企業を総合評価落札方式で加点をする動きがあり、当市でもこれに沿った評価項目を設けることとしたい。

【委員】ワークライフバランスの取り組みは、工事の履行という観点では、工期が長くなるなど、マイナス的な要素も発生すると思われるが、どうか。

【伊勢崎市】改正建設業法や働き方改革関連法の施行により、実施をしていかなければならない施策である。工期の問題は、早期発注等により解決したい。

【委員】CCUSについては、工事現場で活用をしなければ意味がないが、導入だけで加点評価とするのか。

【伊勢崎市】導入が遅れている企業もあるため、まずは普及をさせるという観点で、導入している点を評価したい。

【委員】若年層の活用を評価の対象とするとのことだが、無資格者の配置でも加点評価とするのか。

また、ある程度の年齢層以上のものは加点されないということになり、熟年技術者を排除することになってしまわないか。

【伊勢崎市】業界の持続的な発展には、経験の蓄積や技術の伝承が欠かせず、若年層技術者の定着は大変重要で、この観点から若年技術者の担当技術者としての配置を評価する趣旨である。

ただ、他の評価項目において工事の品質等が評価され、熟年技術者が排除される企業ではこれらの加点が得られないだろうことに鑑みれば、直ちに熟年技術者の排除には繋がらないと考えている。

【委員】1級施工管理技士補の評価についてはどのように活用するのか。

【伊勢崎市】建設業法の改正に伴い、1級施工管理技士補の資格所有者で、かつ、主任技術者となりうる有資格者については、監理技術者補佐として工事に配置ができるようになった。このため、評価項目に加える。

【委員】現行の要領の表題・タイトルは「試行」という文言が含まれている。しかしながら、要領の制定から年数を経過し、総合評価落札方式も定着をしていると思われる。今回の改正である必要はないが、表題・タイトルから「試行」を削除する時期を迎えているのではないかと考える。

【伊勢崎市】たしかに本方式は定着しているので、今後の課題として、関係する規則等を確認しながら削除で検討をしたい。

【委員】本委員会で諸々顕出した委員のご意見は、評価項目の改正が特定の企業を利用する結果を生じるようなものではない、という観点から、説明や確認をさせていただこうとするものだったと思われる。

今日の本委員会での意見も踏まえ、適切な要領改正、要領運用に臨んでいただきたい。

報 告 事 項

(2) 群馬県総合評価落札方式における施工計画の運用改善について

【委員】施工計画の記載内容が評価されることになるので、機械的に1枚に限る必要はないと思う。1枚に限ることで読みづらくなることは本末転倒と思われる。

【委員】高度な技術提案を求める案件でなければ、あらゆるテーマについて記載してもらうのではなく、テーマを一つに絞って記載してもらえばよいと思う。

【委員】機械的に1枚に限る必要はないが、説明資料として添付を許すにしても、「概ね何枚」とか「何枚程度」とかではなく、枚数を明確にした方がよいと思う。

【群馬県】ご意見を踏まえ、引き続き、改善に努めたい。